



# 建設業 経営サポートガイドブック

令和8年3月版  
千葉県魅力ある建設事業推進協議会  
(CCIちば)

事務局 千葉県 県土整備部 建設・不動産業課

# 建設業経営サポートガイドブックの御利用にあたって

- このガイドブックは、「千葉県魅力ある建設事業推進協議会」（略称：CC | ちば）が、建設業活性化のための支援事業の一環として作成したものです。
- 作成にあたっては、令和8年3月時点で、CC | ちば事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課）が建設業の経営サポートに役立つと思われる情報を収集し、掲載しています。
- 掲載している情報は、各ページ下段「問い合わせ先」に記載の実施機関が公開しているホームページ等から確認したものです。ガイドブック発行後に、廃止や変更等がある可能性があります。必要に応じて確認してください。

## （参考）千葉県魅力ある建設事業推進協議会とは

千葉県魅力ある建設事業推進協議会（略称：CC | ちば）は、活力と魅力ある建設業の実現にむけて、建設業のイメージアップに関する施策を検討・実施するため、平成4年に設立された産学官連携の団体です。

※CC | =Charming Construction's Identity

- 設 立 平成4年4月28日
- 構 成  
千葉県、千葉市、学識者、建設業界団体、報道機関
- 事務局 千葉県 建設・不動産課
- 令和7年度の主な事業
  - （1） 建設業イメージアップ事業
  - （2） ホームページ運営・メールマガジン配信
  - （3） 建設業活性化のための支援
- ウェブサイト <http://www.ccichiba.jp/>

# 目 次

## 経営基盤の強化

- 1 出来高融資制度（（一財）建設業振興基金）
- 2 下請債権保全支援事業（（一財）建設業振興基金）
- 3 IT活用促進資金（（株）日本政策金融公庫）

## 融資・税制等

### 融資・保証等

- 4 経営革新計画について（千葉県商工労働部経営支援課）
- 5 政府系金融機関の融資制度（（株）日本政策金融公庫）
- 6 信用保証制度（千葉県信用保証協会）
- 7 経営安定関連保証（セーフティネット保証）（千葉県信用保証協会）
- 8 中小企業成長支援ファンド（（独）中小企業基盤整備機構）
- 9 千葉県の中小企業向け融資制度（千葉県商工労働部経営支援課）

### 税制

- 10 中小企業投資促進税制（経済産業省）

## 雇用・人材育成・助成金

### 人材確保

- 11 ジョブカフェちば（ジョブカフェちば）
- 12 人材サービスコーナー（ハローワーク千葉）

### 人材育成・雇用改善

- 13 中小企業大学校の研修（（独）中小企業基盤整備機構）
- 14 在職者訓練（能力開発セミナー・企業人スクール）（ポリテクセンター千葉）
- 15 生産性向上支援訓練（能力開発セミナー・企業人スクール）（ポリテクセンター千葉）

### 建設事業主等に対する助成金

- 16 建設事業主等に対する助成金（労働局・各ハローワーク）

## 新技術・研究開発

### 情報提供・交流

- 17 新技術情報提供システム（NETIS）（国土交通省）
- 18 千葉県産業支援技術研究所による支援（千葉県産業支援技術研究所）
- 19 東葛テクノプラザによる支援（東葛テクノプラザ）

### 助成・税制

- 20 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援（（独）中小企業基盤整備機構）
- 21 中小企業技術基盤強化税制（経済産業省）

## 新事業・新分野進出

### 新事業

- 22 経営サポート「新連携支援」（中小企業庁）

### 環境・リサイクル

- 23 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置（（公財）産業廃棄物処理事業振興財団）
- 24 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証（（公財）産業廃棄物処理事業振興財団）

## 経営情報・アドバイス

### 情報提供

- 25 一般財団法人建設業振興基金による支援（（一財）建設業振興基金）
- 26 e-中小企業ネットマガジン（中小企業庁）
- 27 中小企業施策利用ガイドブック（中小企業庁）
- 28 J-Net 21（（独）中小企業基盤整備機構）

### 相談・指導・派遣

- 29 中小企業活性化協議会（千葉県中小企業活性化協議会）
- 30 経営に関する相談（（独）中小企業基盤整備機構）
- 31 駆け込みホットライン（国土交通省 他）
- 32 創業・経営相談（（公財）千葉県産業振興センター）
- 33 専門家による助言・指導（専門家派遣事業）（（公財）千葉県産業振興センター）
- 34 事業承継支援（（公財）千葉県産業振興センター）

# 1 出来高融資制度

## 概要

国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。

国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利で資金化することができます。

- 出来高融資制度の3つの特徴
  - 1. 工事出来高に応じた融資が受けられます。
  - 2. 簡易・迅速な融資が受けられます。
  - 3. 経審Y評点のアップが図れます。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/vls-about.html>

## 問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-4575

## 2 下請債権保全支援事業

### 概 要

下請建設企業等の雇用の安定、連鎖倒産防止等を図ることを目的として平成22年3月に国土交通省が創設した制度です。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/slm-about.html>

### 内 容

#### ① 確実な債権回収ができます。

予め債権に保証を掛けたり、債権を売却することで、万一、取引先企業が倒産した場合でも確実な債権の回収が可能です。

#### ② 保証料・手数料の助成があります。

負担する保証料や買取手数料については国（基金）からの助成が受けられます。

#### ③ 取引先に知られずに債権の保全ができます。

手形・請求書1枚から取引先に知られることなく（※）債権の保全が可能です。

※保証履行に至った場合はこの限りではありません。

### 問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-1 2 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-4575

## 3 IT活用促進資金

### 概要

情報技術の普及・変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図る中小企業者を支援します。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11\\_itsikin\\_m\\_t.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html)

### 利用できる方

- (1) 情報技術（IT）の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方で、次のいずれかに当てはまる方
  - A. 情報技術（IT）を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方
  - B. 他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
  - C. 企業内業務の情報技術（IT）の水準を取引先など企業外の情報技術（IT）の水準に合わせようとする方
  - D. 情報技術（IT）の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
  - E. A～Dを組み合わせるなど、情報技術（IT）などを高度に活用する方
- (2) 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関
- (3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた方
- (4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく特定半導体生産技術整備等計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方
- (5) テレワークの導入等を行う方

### 資金の使いみち

「利用できる方」（1）または（5）の方

次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金

1. 電子計算機（ソフトウェアを含みます。）※
2. 周辺装置（電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など）
3. 端末装置（多機能情報端末など）
4. 被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）、多軸産業用ロボット装置など）
5. 関連設備（LANケーブルやゲートウェイ装置など）
6. 関連建物・構築物（上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要な不可欠なもの）

「利用できる方」（2）の方

中小企業等経営強化法に定める情報処理支援業務を行うために必要な設備資金（ソフトウェア含む）および長期運転資金

「利用できる方」(3)の方

認定開発供給計画または認定導入計画を実施するために必要とする設備資金(土地にかかる資金を除く。)および長期運転資金

「利用できる方」(4)の方

認定特定半導体生産施設整備等計画を実施するために必要とする設備資金および長期運転資金

「利用できる方」(1)～(5)の方の長期運転資金には以下のものを含まれます。

- 設備などを賃借するために必要な資金
- ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金など
- 建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金

※「電子計算機」については、単体で導入される場合は融資の対象となりません。(資金のお使いみち1～5の設備との連携を図るために導入する場合などにご融資の対象となります。)

#### 問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫(略称:日本公庫)

※支店の窓口(中小企業事業)までお問い合わせください。

## 4 経営革新計画について

### 概要

中小企業経営強化法に基づき、中小企業が、新たな事業活動に取組み、経営力の向上を図るために策定する「経営革新計画」の承認申請を受け付けています。

### 経営革新計画の承認に基づく主な支援策

- 1 低利融資 千葉県制度融資（挑戦資金）  
日本政策金融公庫や商工組合中央金庫が行う低利融資
- 2 信用保証 信用保証協会が行う別枠保証及び保証限度額引き上げ
- 3 販路開拓 千葉県が行う市場開拓助成  
中小企業基盤整備機構が行う販路開拓コーディネート事業
- 4 その他 千葉県が行う高度・成長研究開発助成

※支援制度については、千葉県ホームページの「経営革新計画について」の「3. 経営革新計画の承認に基づく主な支援策」を御覧ください。

### 経営革新計画の申請承認手続

千葉県において経営革新計画の承認を受けるためには、下記のリンクの内容に沿った手続が必要です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/guide.html>

### 問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班  
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1  
TEL : 043-223-2712

## 5 政府系金融機関の融資制度

### 概 要

中小企業の皆さまの資金ニーズに対応する長期固定金利の融資を取り扱っています。

(参考)

- 国民生活事業は、個人企業や小規模企業を主な対象としており、融資残高の平均は約820万円です。(短期の運転資金も取扱可能です。)
- 中小企業事業は、中小企業を主な対象としており、融資残高の平均は約1億3,000万円です。(短期の運転資金は取扱できません。)

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

### 問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫(略称:日本公庫)

※支店の窓口までお問い合わせください。

## 6 信用保証制度

### 概要

千葉県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業に必要なお金を借りる際、「公的な保証人」となることでお金を借りやすくなるようサポートする機関です。

地域経済を担う中小企業の皆さまを金融と経営の両面からサポートする様々な支援策をご用意しています。



<https://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/>

### 金融支援

中小企業の皆さまの様々な資金ニーズに応じた保証制度をご用意しております。

#### <主な保証制度>

創業関連保証	個人による創業および新たに企業を設立して行う事業に必要な資金の調達を支援する保証制度になります。
小口零細企業保証	小規模事業者への安定的な資金調達を維持することを目的とした保証制度になります。
事業承継特別保証制度	政府が策定した「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」において、「事業承継時における経営者保証を可能な限り解除することを後押ししていくために、一定の要件の下で経営者保証を不要とする制度になります。
モニタリング強化型特別保証制度	事業資金の資金調達を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、モニタリングを通じ、経営支援等による経営力向上、経営改善を目的とした制度になります。

### 経営支援

当協会をご利用いただいている皆さまのライフステージに応じて経営相談や専門家派遣などの経営支援を原則無料で行っています。

#### ● ワンポイントアドバイス

中小企業診断士等の専門家を最大5回まで無料で派遣し、個別の経営課題を絞ってアドバイスを実施します。

#### ● 経営改善計画策定支援

中小企業診断士等の専門家を最大8回まで無料で派遣し、複数の経営課題に対し、経営改善計画の策定を支援します。

### 問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

TEL：043-221-8111

## 7 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

### 概要

この制度は、取引先の倒産や災害その他突発的事由等により影響を受けた中小企業者が経営の安定に必要とする資金について行う保証制度です。

<https://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/sn>

ご利用いただける方	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
保証限度額	2億8,000万円以内(6号の場合は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円以内
資金使途	運転資金ならびに設備資金
保証期間・返済方法	●保証期間 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む)  ●返済方法 分割弁済
信用保証料率	年0.80%(1～4・6号認定)年0.68%(5・7・8号認定)
連帯保証人	必要となる場合があります。
担保	必要に応じて徴求します。
貸付利率	金融機関所定利率

### 問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

本店保証部 TEL：043-221-8111

松戸支店保証課 TEL：047-365-6010

## 8 中小企業成長支援ファンド

### 概要

投資ファンドへの出資を通じて、ベンチャー、中小企業者の方々へリスクマネーを提供し、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援します。

[https://www.smrj.go.jp/supporter/fund\\_investment/index.html](https://www.smrj.go.jp/supporter/fund_investment/index.html)

#### ● 事業概要

中小企業者の方々に対する投資事業を行う民間機関などとともに投資ファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、中小企業者への資金調達の円滑化と踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を通じて、ベンチャー企業や既存中小企業の新事業展開の促進または中小企業者の再生を支援します。ファンドの運営（個別企業への投資）は、各投資会社が行います。

※中小機構が中小企業の方々に直接投資を行うものではありません。

#### ● ファンド出資事業の種類

中小機構のファンド出資事業には、投資先となる企業に応じて以下の3種類があります。

1. 起業支援ファンド
2. 中小企業成長支援ファンド
3. 中小企業再生ファンド

#### ● 参考情報

エクイティ・ファイナンスの利点、留意点や活用に向けたポイントについては、以下をご覧ください。

エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイダンス

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/equityfinance/guidance.html>

### 問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構） ファンド事業部

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1672

## 9 千葉県の中⼩企業向け融資制度

### 概 要

県制度融資は県内の中⼩企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中⼩企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/>

県制度融資は、千葉県内で事業を行う中⼩企業者（個人、会社、NPO 法人、組合等）の方、及び新規創業される方が対象です。

ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を一年以上引き続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後 5 年未満までの方が対象となります。

### 問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL : 043-223-2707

## 10 中小企業投資促進税制

### 概 要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者などが平成 10 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間内に新品の機械装置などの取得または製作をして、国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm>

※制度の概要については、下記もご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html>

### 問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル [TEL:0570-00-5901](tel:0570-00-5901)

中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821

# 11 ジョブカフェちば

## 概要

ジョブカフェちばは千葉県が設置するおおむね30歳代までの方の就職と、企業の採用活動を支援している施設です。

求人の公開、合同企業説明会への参加、定着支援セミナーへの参加など採用活動に関するサービスを無料で受けられます。

若者が企業に長く勤められるように、若者と企業双方が満足できる採用を目指しています。

<http://www.jobcafe-chiba.jp/>

## 利用のメリット

### 1 求人情報を無料で公開

ジョブカフェちばを利用している、15歳～おおむね44歳までの若年求職者に求人票を公開・提供しています。

○正社員を目指している就職意欲の高い若者からの応募が見込めます。

○若年求職者への就職支援を通し、若年求職者のニーズや動向を把握しているため、的確な採用活動の実現が可能です。

### 2 若者と交流できるイベントの開催

若年求職者に自社の魅力を直接伝えることができる交流イベントを開催することで、企業と若者の相互理解を深め、ミスマッチのない採用を目指しています。

### 3 採用・人材育成に関する相談、セミナー

ジョブカフェちばの企業担当が、人材採用・育成・定着支援などの相談を承ります。また、採用に関する各種セミナーを用意しています。

### 4 定着に関するセミナーの開催

社員の定着に関する各種セミナーを用意しています。

## 問い合わせ先

ジョブカフェちば企業窓口

〒273-0005 船橋市本町3-32-20 東信船橋ビル3階

TEL：047-460-5500

## 12 人材サービスコーナー

### 概要

「人材サービスコーナー」は、福祉（看護・介護・保育）、建設、警備、運輸の分野で人材をお探しの事業主の方の相談を承っています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/content/contents/001864485.pdf>

### 内容

- ◆求人者ニーズが伝わりやすい明確な求人票作成の支援  
求人票作成のポイントをご案内します。
- ◆求人条件の設定・緩和の提案  
お仕事を探している方々のニーズをもとにご提案いたします。
- ◆求人票に+α 画像情報の収集と提供  
写真やパンフレット、PRシートなどの情報をカラーで登録できます。
- ◆事業所の情報収集と提供  
労働条件のほか、教育訓練、福利厚生、キャリアアップの考え方や女性の活躍状況などのアピールポイントをお仕事を探している方々に提供します。
- ◆ハローワーク主催の企業説明会・就職面接会等のイベントへの参加案内  
多様な人材に出会うチャンスをご提供します。
- ◆従業員の採用・職場定着を図るための、雇用管理改善等の提案  
事業所セミナーを通して、雇用管理改善のヒントをご提供します。

### 問い合わせ先

○ハローワークちば 人材サービスコーナー  
月～金曜日 8：30～17：15  
〒261-0001 千葉県美浜区幸町 1-1-3  
ハローワークちば  
TEL：043（204）7123  
FAX：043（245）7023

## 13 中小企業大学校の研修

### 概要

中小企業基盤整備機構は、全国9箇所の中小企業大学校や地域本部、Webを通して経営者や後継者などの方々を対象に多彩な研修メニューを提供しています。

- 自社のさまざまな課題の解決、経営革新をもたらす力を身に着ける実践的なカリキュラム
- 年間約2万人、これまでに延べ78万人の受講者による情報交換などヒューマン・ネットワークの活用
- 参加しやすい安価な受講料、かつ助成金制度も活用でき、快適な研修環境において受講可能

<http://www.smrj.go.jp/institute/index.html>

コース	若手リーダー研修（8月）【千葉市開催】～組織を引っ張る「原動力」となる！～
日程	2026年8月20日（木）～8月21日（金）〈2日間〉
開催地	TKP 千葉駅東口ビジネスセンター カンファレンスルーム 4A （千葉県千葉市中央区新町 1-20 江澤ビル 4階）
受講料	22,000円（税込）
対象者	管理者候補（係長・主任）
定員	20名
URL	<a href="https://www.smrj.go.jp/institute/tokyo/training/sme/2026/TO266088.html">https://www.smrj.go.jp/institute/tokyo/training/sme/2026/TO266088.html</a>

### 【本研修に係る問い合わせ先】

関東本部人材支援課

TEL：03-6459-0752

### 問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1560

# 14 在職者訓練 (能力開発セミナー・企業人スクール)

## 概要

企業の成長・発展には、競争力及び経営資源を強化する「人材育成」が欠かせません。高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する職業訓練を実施しています。

在職者訓練の実施にあたっては、高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する在職者訓練の基準を定めており、当該基準に基づき、訓練コースを設定しています。

また、事業主等の皆様が従業員に対して効果的に教育訓練を行えるよう、相談を行って「人材育成プラン」を提案し、その「人材育成プラン」に沿った内容の在職者訓練を実施することもできます。

また、各職業能力開発大学校では、製品等の高付加価値や事業の新分野展開を担う在職者のため、問題解決力や分析力等に必要な専門的かつ応用的な知識及び技能・技術を習得する在職者訓練（企業人スクール）を実施しています。

訓練時間は60時間以上で、その訓練内容は、生産現場に即した課題学習により、製品の企画・開発から製作に至る、ものづくりの流れに力点をおいたものとなっています。

<https://www.jeed.go.jp/js/jigyonushi/d-1.html>

## 1 対象者

在職者の方を対象としています。

## 2 訓練コースの概要

### (1) 実施施設

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）及び職業能力開発短期大学校・職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）で実施しています。

### (2) 訓練期間、訓練時間等

訓練コースにより異なりますが、比較的短期間（2日～5日間）の日程で、平日の昼間を中心に、土日、夜間など幅広く設定しています。

### (3) 訓練内容

生産性の向上や、新たな製品づくりといった企業の生産現場が抱える問題解決のために、機械系、電気・電子系、居住系の「ものづくり分野」を中心として、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの、実習を中心とした訓練コースを体系的に実施しています。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）につながるデジタル技術に対応した訓練や、

GX（グリーントランスフォーメーション）につながる環境・エネルギー分野に関連する技術に対応した訓練も実施しています。

### **問い合わせ先**

千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）訓練第二課

住所：千葉市稲毛区六方町 274 TEL：043-422-4622

URL: <https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/zaishoku/index.html>



# 15 生産性向上支援訓練

## 概要

生産性向上支援訓練は、企業が抱える 現場改善・業務効率化・DX 推進・人材育成などの課題に対応し、生産性の向上に必要な知識・技術を習得するための在職者向け職業訓練です。

ポリテクセンター等に設置された「生産性向上人材育成支援センター」が、専門的な知見を有する研修機関と連携し、講義・演習（ワーク）・事例紹介など実践的な研修を提供しています。企業が抱える課題やニーズに合わせて訓練内容を設定できるオーダーコース（最小催行人数6人）、1人から参加可能なオープンコース、定額制のサブスクリプションコースをご用意しています。

### 1 対象者

企業・事業所に所属する在職者（正規・非正規を問わず）の方を対象としています。

### 2 訓練コースの概要

#### (1) 実施施設

- 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）で実施しています。
- 企業内会議室を会場とした講師派遣も可能です。また、オンライン・対面・ハイブリッドいずれも実施可能です。

#### (2) 訓練時間、受講料

4～30 時間（1～5 日間）、1 人あたり 2,200 円～6,600 円（税込）

#### (3) 訓練内容

生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメント、マーケティングなどあらゆる産業分野の生産性向上に効果的な 4 分類・全 134 コースのカリキュラムがあり、建設業でも活用されやすい内容となっています。詳しくは、ホームページをご確認ください。

## 問い合わせ先

千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）生産性センター業務課

住所：千葉市稲毛区六方町 274 TEL：043-422-4631

<https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/seisank/index.html>



## 16 建設事業主等に対する助成金

### 概要

建設事業主等に対する助成金には、建設事業主を対象とした助成金と建設事業主団体・職業訓練法人を対象とした助成金があります。

建設事業主等が、建設労働者の雇用環境の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取り組みを行った場合に助成を受けることができます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

### 内容(例)

#### ○中小建設事業主を対象とした助成金

- ・トライアル雇用助成
  1. 若年・女性建設労働者トライアルコース
- ・人材確保等支援助成金
  1. 建設キャリアアップシステム等活用促進コース
  2. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
  3. 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

#### ○建設事業主団体・職業訓練法人を対象とした助成金

- ・人材確保等支援助成金
  1. 建設キャリアアップシステム等活用促進コース（対象：建設事業主団体）
  2. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（対象：建設事業主団体）

#### ○中小建設事業主・建設事業主団体・職業訓練法人を対象とした助成金

- ・人材開発支援助成金
  1. 建設労働者認定訓練コース（経費助成）・（賃金助成）
  2. 建設労働者技能実習コース（経費助成）・（賃金助成※） ※対象：中小建設事業主

### 問い合わせ先

千葉労働局職業安定部職業対策課分室  
〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階 TEL:043-221-4393

## 17 新技術情報提供システム（NETIS）

### 概 要

新技術情報提供システム（New Technology Information System）とは、国土交通省が新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備したデータベースシステムです。

「国土交通省関東地方整備局ホームページ」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000193.html>

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部 施工企画課

〒330-9274 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同

庁舎2号館

TEL：048-600-1347

FAX：048-600-1389

## 18 千葉県産業支援技術研究所による支援

### 概要

千葉県産業支援技術研究所は、中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、そのニーズに応えるため研究・開発、技術相談、依頼試験、技術情報提供、人材育成等の支援を行っています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanken/>

研究	中小企業等の技術向上のため、各技術分野における基礎研究・応用研究を行い、その成果の技術移転等普及に努めています。また、企業・大学・他研究機関からの求めに応じて共同研究も行っています。
技術相談・支援	中小企業等における製品開発や技術開発をはじめ技術上の様々な問題について、相談・支援を行っています。また、問題解決を効果的に行うため、企業を直接おたずねして、技術改善のお手伝いをいたします。技術相談は直接、担当室または企画連携室（電話：043-231-4326）までご連絡ください。
依頼試験	中小企業等の依頼により各種試験・分析、試作設計を有料で行い、成績書を発行しています。依頼試験項目の詳細については、「試験等手数料表」をご覧ください。
設備・機器の利用	自社の新製品開発や品質管理に役立てていただくため、設備、機器を有料で開放しています。開放設備等の詳細については、「機器設備一覧・使用料表」をご覧ください。
講習会・研究会	中小企業等の技術者を対象に、各分野の専門家を講師に招き、講習会や研究会を開催しています。
研修制度	中小企業の技術者養成や能力開発のため、研修制度を設けています。企業の要望に応じ、随時研修生を受け入れています
刊行物	当所の事業概要、研究報告を編集・発行しています。

### 問い合わせ先

千葉県産業支援技術研究所 企画連携室

〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町889

TEL：043-231-4326

FAX：043-233-4861

## 19 東葛テクノプラザによる支援

### 概 要

東葛テクノプラザは、産学官連携のもと、地域企業の技術力・開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成などを目的に平成10年11月に開所された千葉県産業支援施設です。

<https://ttp.or.jp/>

### 主なサービス内容

- 低廉な料金で貸研究室に入居し、総合的な技術支援が受けられます。
- 各種素材、機械加工、電子・電気等の製造・研究開発に役立つ試験機器が利用できます。
- 各種試験・検査、計測などの依頼試験が利用できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 産・学・官の各種交流事業を通じ、技術支援が受けられます。
- 研究開発や経営・販路開拓等のきめ細やかな各種コンサルティングサービスが受けられます。

### 問い合わせ先

東葛テクノプラザ

〒277-0882 柏市柏の葉5-4-6

TEL : 04-7133-0139 / FAX : 04-7133-0162

## 20 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援

### 概要

SBIR（Small Business Innovation Research）制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

同時に、革新的な技術を社会実装していくことで我が国が直面する様々な社会課題を解決に導くことも目的の1つです。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

### 制度のポイント

- 「特定新技術補助金等での支出目標の設定」

国の機関から研究開発型スタートアップ等※への補助金や委託費の支出機会を増やす仕組みをつくります。

※研究開発スタートアップ等とは、研究開発成果の事業化を目指す中小企業者や研究者等のうち、その研究開発が革新的であると認められるものを指します。

- 「指定補助金等での各省横断かつ統一的運用」

補助金や委託費の効果を高めるため、公募や執行に関する統一的なルールを設定するとともに、研究開発成果の社会実装に向けて随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施し、初期段階の技術シーズから事業までを一貫して支援します。

### 問い合わせ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

イノベーション推進担当

E-mail：sbir\_csti.k3z@cao.go.jp

## 21 中小企業技術基盤強化税制

### 概 要

「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

(注) この制度は、「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」との重複適用はできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>

※制度の概要については、下記もご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/kenkyukaihatsu/index.html>

### 問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル [TEL:0570-005901](tel:0570-005901)

中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821

## 22 経営サポート「新連携支援」

### 概 要

連携により新たな事業活動にチャレンジする中小企業を、補助金、資金調達、アドバイス等で支援します。中小企業による連携組織である中小企業組合の設立・運営等を支援します。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html>

### 問い合わせ先

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1511（代表）

## 23 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置

### 概要

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

### 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としてします。

- ① 産業廃棄物の処分を業として行う者若しくは行う予定の者又はそれらの持株会社等
- ② 農林漁業バイオ燃料法第7条第1項に規定する認定研究開発事業者
- ③ 小型家電リサイクル法第11条第4項第1号に規定する認定事業者等
- ④ プラスチック資源循環促進法第9条第1項に規定する認定プラスチック使用製品製造事業者等、同法第40条第4項第1号に規定する認定自主回収・再資源化事業者及び同法第49条第4項第1号に規定する認定再資源化事業者
- ⑤ 資源有効利用促進法第31条第1項に規定する認定製品製造事業者等

### 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の(1)～(6)を対象事業とします。

- (1) 3Rに関する技術開発事業、又は脱炭素化技術を含む環境負荷低減に関する技術開発事業（以下「技術開発」という）
- (2) 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した脱炭素化を含む環境負荷低減施設の整備事業（以下「高度技術施設」という）
- (3) 上記(1)、(2)に関する起業化のための調査事業
- (4) バイオ燃料認定研究開発事業
- (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業
- (6) プラスチック資源循環認定研究事業

※産業活動やリサイクル事業から発生する熱・電気等のエネルギー源等を活用し、農林水産業等、地域の振興に資するような地域循環共生事業も含む。

※(4)～(6)の事業については、認定を受ける見込みである事業も対象としますが、その場合は事前に事務局までご相談ください。

### 問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

TEL : 03-4355-0155

FAX : 03-4355-0156

## 24 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証

### 概要

全国に産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者等に向けて、必要な資金の借入に対する債務保証を行っています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service01.php>

### 被助成者の資格

財団の被助成者となる資格を有する者は、以下の者とする。

- ① 産業廃棄物の処分を業として行う者若しくは行う予定の者又はそれらの持株会社等
- ② 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第5条第1項に規定する認定事業者（認定事業者が事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）
- ③ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第11条第4項第1号に規定する認定事業者等
- ④ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第9条第1項に規定する認定プラスチック使用製品製造事業者等、同法第40条第4項第1号に規定する認定自主回収・再資源化事業者及び同法第49条第4項第1号に規定する認定再資源化事業者
- ⑤ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号、以下「再資源化事業等高度化法」という。）第12条第1項に規定する認定高度再資源化事業者、同法第17条第1項に規定する認定高度分離・回収事業者及び同法第21条に規定する認定再資源化工程高度化計画実施者
- ⑥ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、以下「資源有効利用促進法」という。）第31条第1項に規定する認定製品製造事業者等

### 保証対象

以下の事業の実施に必要な設備資金と開業後3年間の運転資金

- 「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設※の整備
- 共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業
- 産業廃棄物処理施設の近代化・高度化
- 「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備
- 「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で規定

する認定事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造施設  
や使用済プラスチック使用製品の再資源化施設の整備  
※特定施設とは、法律が規定する規模その他所定の要件を満たす  
産業廃棄物処理施設のことをいいます。

保証割合	原則として保証先金融機関が行う融資額の 50%以内
保証金額	原則として 500 百万円以内
保証料	金融情勢に応じて、随時見直し
保証期間	10 年以内（据置期間 3 年以内を含む）
担 保	原則として保証対象物件に第 1 順位（同順位可）の抵当権を設定
保証人	当該法人の代表者または他の資力のある法人。
保証対象金融機関	銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関

#### 問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

TEL：03-4355-0155

## 25 一般財団法人建設業振興基金による支援

### 概 要

建設産業は、国内総生産の約 1 割に相当する約 51 兆円超の建設投資を担うとともに、全産業就業人口の約 1 割の就業者を擁する、わが国の基幹産業であり、住宅・社会資本整備を直接担う重要な産業です。

一般財団法人建設業振興基金はこのような建設産業の近代化・合理化を図るために中小建設業の金融の円滑化、建設産業の構造改善・情報化の推進、建設業経理士試験、建設業経理事務士検定や建築及び電気工事施工管理技術検定等の諸事業を実施し、建設産業の振興に寄与することを目的として設立された一般財団法人です。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

### 事業内容

- 建設産業のための債務保証・助成等の金融支援
- 建設産業における市場整備の促進、情報化の推進、経営改善、人材確保・育成等の振興支援等
- 建設産業政策等に係る調査研究・助成等
- 建設業法に基づく建築施工管理及び電気工事施工管理に係る技術検定試験
- 建設業法等に基づく登録講習及び登録経理試験等
- 建設産業に係る無料職業紹介
- その他本財団の目的を達成するために必要な事業

### 問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL : 03-5473-4572

## 26 e-中小企業ネットマガジン

### 概 要

中小企業庁及び中小企業支援機関では、中小企業施策及び関連情報を迅速に中小企業の皆様に提供することを目的として、毎週水曜日「e-中小企業ネットマガジン」を発信しています。

中小企業施策の最新動向を知りたい方、創業を目指して関連情報を集めたい方、経営のヒントを探している方、知的財産権などホットな分野の講習会を受けてみたい方などに役立つ情報が満載です。

[http://www.chusho.meti.go.jp/e\\_chusho/melma.html](http://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/melma.html)

### 主な配信情報

- 課題に積極的に取り組み、成功している元気な中小企業の経営事例
- 中小企業施策に関する最新情報
- 中小企業支援機関等が実施する各種セミナー、講習会等の開催情報
- 各地域で行われるイベント情報 など

編集は、中小企業庁及び中小企業基盤整備機構をはじめとする14の中小企業支援機関からなる「e-中小企業庁&ネットワーク」が行っています。

購読料及び配信登録手数料は「無料」ですので、この機会に是非ご利用下さい。

### 問い合わせ先

中小企業庁広報相談室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL : 03-3501-4667

## 27 中小企業施策利用ガイドブック

### 概 要

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書となるよう、施策の概要を簡単に紹介しています。

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/2025/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2025/index.html)

### 問い合わせ先

中小企業庁長官官房広報相談室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL：03-3501-1709（直通）

## 28 J-Net21

### 概 要

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するJ-Net21は、中小企業や支援機関、創業予定者などを対象に、課題解決に役立つ情報を提供するポータルサイトです。全国各地の補助金やセミナー情報などを毎日更新する「支援情報ヘッドライン」、さまざまなテーマの事例をまとめた「取組事例」などのコンテンツを発信しています。個人設定機能では、経営課題や地域を選択することで、条件に応じた記事が自動的に表示されます。サイトは無料で利用でき、会員登録も不要です。

<https://j-net21.smrj.go.jp/>



### 問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）  
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル  
TEL：03-3433-8811（代表）

## 29 中小企業活性化協議会

### 概要

借入金返済等の課題を抱えた中小企業の経営再建に向けた取組を支援する、国が47都道府県に設置する公正中立な機関「中小企業の駆け込み寺」です。

協議会の行うリスクや事業再生支援は、金融機関などの債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評によるお取引先の信用低下を回避しながら、経営再建を進めます。

<https://chiba-kyogikai.go.jp/>

### 事業内容

中小企業活性化協議会では、企業の状況に合わせ、経営改善から事業再生、そして再起の支援まで、一貫した支援体制を整えています。

- 収益力改善支援 ～経営の足腰を強化し、早期の財務安定を目指す～
  - 経営環境の変化により収益が低下し始めた企業に対し、ビジネスモデルや現状の課題を詳細に分析します。
  - 支援内容:収益力向上に向けた具体的なアクションプラン（計画）の策定を支援します。（一部費用補助あり。）
- 事業再生支援 ～金融支援と事業改善を並行し、着実な再建を図る～
  - 自力での立て直しが困難な場合、事業の収益力改善と並行して、金融機関への返済猶予（リスクジュール）などの金融支援を要請し、経営再建を進めます。
  - 支援内容:外部専門家関与による調査結果をもとにした、実効性の高い再生計画を策定し、金融機関との調整を担います。（一部費用補助あり。）
- 再チャレンジ支援・保証債務整理 ～円滑な廃業と、経営者の再スタートを支援～
  - 事業継続が困難と判断される場合でも、経営者が前を向いて再出発できるようにサポートします。
    - ① 再チャレンジ支援:「円滑な廃業」や「再スタート」に向けた助言、代理人弁護士の紹介を行います。（一部費用補助あり。）
    - ② 保証債務の整理:「経営者保証ガイドライン」を活用することで、会社が破産等に至った場合でも、経営者個人の破産を回避し、一定の資産を手元に残して再起できる可能性があります。（一部費用補助あり。）

- 経営改善計画策定支援事業 ～外部専門家との連携をコスト面からバックアップ～
  - 国が認定する士業等の専門家（認定支援機関）のサポートを受けて経営改善計画を策定する際、その費用の一部を協議会が補助する制度です。

#### 問い合わせ先

千葉県中小企業活性化協議会

〒260-0013 千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2号館 13階  
千葉商工会議所内

TEL：043-201-3331 / FAX：043-227-1156

## 30 経営に関する相談

### 概要

中小企業の経営に関する様々な課題やお悩みに、各分野の専門家が無料で何度でも相談に応じます。

[http://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/kanto/sme/index.html](http://www.smrj.go.jp/regional_hq/kanto/sme/index.html)

### 支援内容

- 経営アドバイス（対面相談・オンライン会議（Zoom）システム相談）  
全国9か所の地域本部で、中小企業支援の経験豊富な専門家が、対面またはオンライン会議（Zoom）システムを用いてアドバイスを行います。
- 経営相談ホットライン（電話経営相談：通話料有料）  
電話で専門家に経営の相談ができます。  
【連絡先】受付時間平日 9:00～17:00  
TEL:050-3171-8814（2026年3月30日まで）  
TEL:03-5860-1869（2026年3月31日から）

### 問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）関東本部企業支援課（経営相談）  
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル  
TEL：03-5470-1620

## 31 駆け込みホットライン

### 概要

「駆け込みホットライン」に電話をすると、最寄りの各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

国土交通省 建設業法令順守推進本部 建設業法違反通報窓口

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000194.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000194.html)

### 内容

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

(主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受付けます)

- 建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。
- 120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。
- 見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。
- 口頭契約となっている。
- 著しく短い工期で契約を締結させられた。
- 追加工事が発生したが変更契約をしてくれない
- 責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。
- 一括下請負が行われている。
- 工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。
- 営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。 等

### 窓口

国土交通省建設業法令遵守推進本部 駆け込みホットライン

TEL：0570-018-240

受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00（土日・祝日・閉庁日を除く）

## 32 創業・経営相談

### 概要

- プロジェクトマネージャーと職員が対応します。
- 必要に応じ、中小企業支援機関（県内の商工会議所・商工会等）と連携し、現地で実施します。

[https://www.ccjc-net.or.jp/contents\\_detail.php?co=cat&frmId=2876&frmCd=41-1-2-0-0](https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=2876&frmCd=41-1-2-0-0)

### 相談例

- 経営に関する相談
- 技術に関する相談
- IT化に関する相談
- 創業に関する相談
- 経営革新に関する相談
- 事業承継に関する相談他

### 相談方法

○電話・来訪・メールからのご相談を受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

※なお、メールでご相談の際は、返信の不着防止のため、必ずメールアドレスの他に電話番号等を添えてご連絡ください。来訪される場合、事前にお電話いただけますと確実なアポイントが図れます。

### ご利用時間

- 月曜日～金曜日（祝日等は除く）
- 午前9時～午後5時まで

### 問い合わせ先

公益財団法人千葉県産業振興センター経営支援部総合相談課  
（チャレンジ企業支援センター）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F

TEL : 043-299-2907 / FAX : 043-299-3411

## 33 専門家による助言・指導（専門家派遣事業）

### 概 要

○プロジェクトマネージャーと職員が、中小企業者等のみなさまからの依頼内容を検討し、さらに専門的な対応が必要な場合は、解決に最も適当な専門家を選定し診断助言の支援を実施します。

[https://www.ccjc-net.or.jp/category\\_list.php?frmCd=41-1-3-0-0](https://www.ccjc-net.or.jp/category_list.php?frmCd=41-1-3-0-0)

### 問い合わせ先

公益財団法人千葉県産業振興センター経営支援部総合相談課  
（チャレンジ企業支援センター）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F

TEL：043-299-2907 / FAX：043-299-3411

## 34 事業承継支援

### 概要

企業が続く限り必ず訪れる事業承継をスムーズに行うためのサポートを行います。

[https://www.ccjc-net.or.jp/contents\\_detail.php?co=cat&frmId=2987&frmCd=41-1-6-0-0](https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=2987&frmCd=41-1-6-0-0)

### 支援内容

- 事業承継への心構えレクチャー  
事業承継にどう向き合えばよいか、基本となる考え方や心の持ち方についてアドバイスします。
- 後継者の決定支援  
会社の状況に合わせて、後継者決定に向けたべきステップについて、アドバイスをします。
- 事業承継計画の策定支援  
会社としてやるべき項目を洗い出し、オーダーメイドの計画を一緒に作ります。
- 事業承継計画の進捗支援  
計画を進めていく中で、直面する課題や問題にどう対応すべきか、アドバイスします。国・県などの支援制度も積極的に案内します。
- 顧問税理士などとの連携支援  
税理士に対し、具体的に何をどのように相談すべきか、項目に整理してアドバイスします。
- 会社の磨き上げ支援  
経営の磨き上げに必要な課題に対し、千葉県産業振興センター内の経営改善の専門家とも連携し支援します。

### 問い合わせ先

公益財団法人 千葉県産業振興センター経営支援部総合相談課  
(チャレンジ企業支援センター)

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F

TEL : 043-299-2907 / FAX : 043-299-3411

**千葉県県土整備部建設・不動産課**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎7階

電話：043-223-3110

**CCIちば事務局**

千葉県県土整備部建設・不動産課内